



国税庁e-Taxキャラクター「イータ君」

すべての事業者(農家・生産者・個人事業主など)のみなさまへ インボイス制度開始に伴い、消費税の取り扱いが変わります

令和5年10月1日のインボイス制度開始に伴い、消費税の取扱いが次のように変わります。

- 🔔 事業者が発行する適格請求書(インボイス)が無ければ、取引先は仕入税額の控除ができなくなります。
- 🔔 事業者(免税事業者を含む)が適格請求書(インボイス)を発行するには、登録をする必要があり、制度開始日(令和5年10月1日)から登録を受けるには、原則、令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

注意事項

登録申請をしてインボイス発行事業者になると、課税事業者として消費税の申告が必要になります。免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせ、インボイス発行事業者の登録が必要かどうか、取引先と早めの検討をお願いします。

東金税務署「インボイス制度説明会」

とき 11月10日(木)14時～16時

ところ 横芝光町役場 第1・2会議室

参加費 無料 定員 50名(事前申込制)

📞 東金税務署法人課税第1部門消費税担当

☎0475-52-3121

(音声ガイダンスに従い「2番」をお選びください)

10月～12月は滞納整理強化期間

県税・町税の滞納処分を強化します

県税・町税の未納を減らすため、10月から12月にかけて、給与・預金・自動車などの差押えを一層強化します。納期限を過ぎた税金は、至急納付しましょう。また、税金は、納期限までに納めましょう。

📞 東金県税事務所 ☎0475-54-0223

県総務部税務課 ☎043-223-2127

税務課 ☎84-1212

軽油引取税は県の収入です

軽油は県内で買ひましょう

軽油の購入金額に含まれる軽油引取税は、販売店の所在する県の収入になり、教育・福祉・道路整備などに使われています。

「NO！不正軽油宣言」

不正軽油の製造・販売・使用は、軽油引取税の脱税だけでなく、排ガス中の有害物質を増加させ、健康や環境に悪影響を与える悪質な犯罪行為です。

不正軽油を「買わない」「売らない」「使わない」ことを心がけ、販売や使用の防止にご協力をお願いします。

📞 佐倉県税事務所軽油引取税課

☎043-483-1116



千葉県ホームページ

新規開業者の方へ

国税庁「記帳のしかた」動画チャンネルのご案内

平成26年1月から、事業所得や不動産所得がある全ての方に、記帳・帳簿の保存が義務づけられています。※所得税の申告が必要ない方も含まれます。

新規開業者の方向けの説明会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止しています。基本的な「記帳のしかた」に関する動画を、国税庁動画チャンネル(YouTube)で公開していますので、ご視聴ください。



①概要編
(記帳・帳簿保存制度・備付帳簿など)



②青色申告者編



③白色申告者編



④消費税編
(経理処理と記帳、軽減税率制度、インボイス制度など)

📞 一般社団法人東金青色申告会 ☎0475-52-1284
東金税務署 ☎0475-52-3121